



調 書 (決定)	
事 件 の 表 示	平成16年(才)第1795号 平成16年(受)第1971号
決 定 日	平成17年11月15日
裁 判 所	最高裁判所第三小法廷
裁 判 長 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官	藤 田 宙 靖 濱 田 邦 夫 上 田 豊 三 堀 籠 幸 男
当 事 者 等	別紙当事者目録記載のとおり
原 判 決 の 表 示	大阪高等裁判所平成14年(ネ)第1711号(平成16年4月16日判決)
<p>裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。</p> <p>第1 主文</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本件上告を棄却する。</li> <li>2 本件を上告審として受理しない。</li> <li>3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。</li> </ol> <p>第2 理由</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 上告について 民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲及び理由の不備・食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。</li> <li>2 上告受理申立てについて 本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。</li> </ol> <p style="text-align: center;">平成17年11月15日</p>	

当 事 者 目 録

上告人兼申立人

株式会社:

同代表者代表取締役  
同訴訟代理人弁護士

株式会社  
ほ か

被上告人兼相手方  
被上告人兼相手方

株式会社  
株式会社

被上告人兼相手方  
被上告人兼相手方

旧姓  
株式会社  
株式会社